

【3】 在留資格と制度・サービス



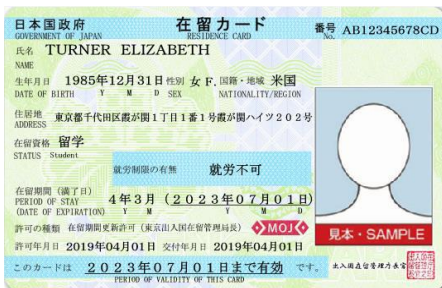
1. 概要

外国人が日本で暮らすためには、在留資格(→上巻P.9)が必要です。在留資格は、多岐にわたる外国人の活動等をあらかじめ類型化し、どのような活動等であれば入国・在留が可能であるかを明らかにしているものです。

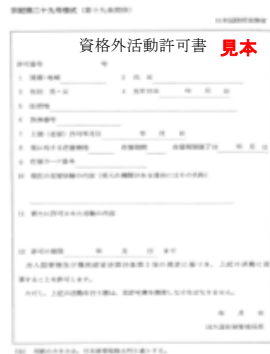
日本に中長期間在留する外国人(在留期間が3か月以下、短期滞在、外交または公用の在留資格が決定された人、特別永住者、在留資格のない人などを除く。)は、在留カード(→上巻P.10)が出入国在留管理庁長官から交付されます。在留カードは、日本に滞在できる在留資格、住居地、就労の可否などを出入国在留管理庁長官が証明する証明書となります。

在留資格によって、就労活動ができるもの、できる就労活動に制限があるもの、就労できないものがあったり、受けられる制度やサービスが変わったりするため、注意が必要です。在留資格上、制限がない場合でも、年齢や所得、雇用形態など、ほかの条件を満たす必要があるため、実際はサービス等が利用できないこともあります。

相談対応する際には、必要に応じて在留カード等を確認し、誤った情報提供をしないように気を付けましょう。

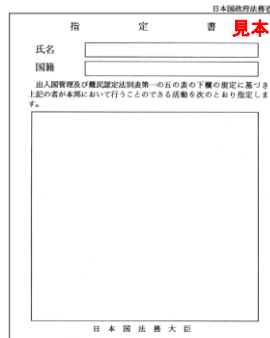


在留カード (上:表、下:裏)



資格外活動許可書

就労資格を有する人などが、他の就労資格に該当する活動を行う個別許可を受けたときに、許可書または証印シール(パスポートに貼付)が交付される。在留カードの裏面にも許可の要旨が記載される。



指定書

特定活動、高度専門職、特定技能の在留資格の人がパスポートに貼付されるもの。許可されている活動内容が記載される。

出典:法務省出入国在留管理庁ホームページ

2. 主な相談窓口

相談内容	主な相談窓口	関連する制度、サービス等
在留資格全般について	出入国在留管理局、弁護士会、行政書士会 等	P.71
技能実習生について	出入国在留管理局、外国人技能実習機構 等	P.71、72
難民について	出入国在留管理局、難民事業本部 等	P.71、72

※この章で取り上げている事例等の内容に限定し、主な相談窓口として掲載しています。

3. 制度・サービス等利用一覧

以下の表は、在留資格別に各サービス等の利用の可否をまとめたものです。個別のケースについては、管轄窓口を確認してください。

在留資格別サービス等利用(可否)一覧

○:対象となる、×:対象とならない、△:条件により異なる

サービス等	在留資格	身分や地位に基づく在留資格					特定活動	原則として就労活動が認められない在留資格					就労可能な在留資格			在留資格なし
		特別永住者	永住者	配偶者等日本人の	永住者の	定住者		家族滞在	留学	研修	文化活動	短期滞在	特定技能	技能実習	その他	
在留カードの有無	×	○	○	○	○	△	△	△	△	△	×	○	○	△	×	
マイナンバー制度	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	×	○	○	△	△	
就労の可否	○	○	○	○	○	△	×	×	×	×	×	○	○	△	×	
納税の義務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	
社会保険(健康保険と厚生年金)	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	○	○	○	△	×	
国民健康保険	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	○	○	○	△	△	
介護保険	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	×	○	○	△	△	
後期高齢者医療保険	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	×	○	△	△	△	
国民年金	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	○	○	○	△	△	
雇用保険	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	○	○	○	△	×	
労災保険	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	○	○	○	○	○	
生活保護	○	○	○	○	○	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
母子健康手帳の交付	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
障害者手帳の交付	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	×	○	○	△	×	
入院助産	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
子どもの予防接種	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	×	○	○	△	△	
乳幼児医療費の助成	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	×	○	○	△	△	
就学の可否(公立小中学校)	○	○	○	○	○	△	○	○	—	—	△	—	—	△	△	

- *1 特別永住者には「在留カード」ではなく「特別永住者証明書」が発行される。
- *2 活動内容や在留期間により、一部対象とならない場合がある。
- *3 在留期間が3か月以下の場合には対象とならないが、在留資格に応じた資料により3か月を超えて滞ると認められる者は対象となる。
- *4 一時庇護許可者や仮滞在許可者を含む。出生による経過滞り者および国籍喪失による経過滞り者は出生または国籍喪失から60日間は対象となる。
- *5 在留資格で認められた活動または指定書(→P.36)により定められた活動しかできないが、資格外活動許可を取得すると、許可された就労活動が可能。
- *6 在留資格で認められた活動しかできない。
- *7 原則として、仕事ができないが、資格外活動許可を取得すると、許可された就労が可能。
- *8 在留資格と関係なく、居住者には納税義務がある。また、非居住者でも国内源泉所得を得た場合には納税義務がある。ただし、「外交」、「公用」の在留資格の外国人には一部の税金が課されない。また、所得に対する二重課税回避等のための条約を2国間で締結されている場合がある。
- *9 一定の要件を満たし、就労活動が認められる場合に限り。
- *10 一定の要件を満たす大学院の研究科に夜間通学する大学院生であり、かつ、一定の要件を満たし就労活動が認められる場合は雇用保険に加入。(昼間学生については雇用保険に加入しない。)
- *11 外国公務員および外国の失業補償制度の適用を受けていることが立証された者は雇用保険に加入しない。
- *12 医療を受ける活動または当該活動を行う者の日常生活上の世話を目的とした外国人は加入不可。また、観光、保養その他これらに類似する活動を行う外国人も加入不可。
- *13 在留資格と関係なく、労働者として勤めていた外国人には労災保険が適用される。
- *14 国民を対象としているが、特別永住者や身分・地位に基づく在留資格の外国人には準用される。
- *15 許可される就労活動の内容によっては、準用の対象になる場合もある。
- *16 在留カード等の提示がない場合でも、一定の信頼が得られると判断できる書類により居住地の確認を行うなど、教育委員会において柔軟な対応を行うよう文部科学省から通知が出されており、居住する市町村の教育委員会へ相談する。
- *17 活動の趣旨にそぐわないため、該当事例がないと考える。

技能実習生からの相談

技能実習生として働いている外国人が妊娠したと相談にきました。

相談者:外国人 対応者:外国人相談窓口



私は、技能実習生です。他の技能実習生とつきあっていて、妊娠しました。会社に知られたら解雇されてしまうのではないかと心配しています。まだ実習期間は残っているので、帰国したくないです。



- ◆技能実習生が妊娠しても、解雇することは認められていません。実習生の希望を考慮し、出産後、技能実習を続けることもできます。発覚を恐れ、病院に行かずに母子の身体に危険が及んでしまうことは避けなければなりません。実習実施者や監理団体に早めに伝え、出産と実習計画をどのように考えていくか相談することが望ましいです。
- ◆もし、解雇されそうになったり、帰国するように強要されたりするのであれば、外国人技能実習機構(→P.72)に相談するとよいでしょう。
- ◆実習生が加入している医療保険制度等の要件に基づき、出産に関する制度も適用されます。在留資格は個々の状況に応じて判断されるので、出入国在留管理局(→P.71)に問い合わせてください。

技能実習と労働関係法令

技能実習は、開発途上国等からの外国人を日本に一定期間(最長5年間)受け入れ、日本での技能等を習得させ、習得した技術を本国で活用して開発途上国の発展に寄与する目的で設けられている在留資格です。

技能実習生は入国直後の講習期間以外、日本人と同様に、雇用関係のもと、労働関係法令等が適用されます。「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」で、婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止が規定されているため、妊娠、出産等を理由として解雇することや帰国を強制することは認められません。

一旦実習を中断し、日本で出産後、実習を再開するのか、または帰国して出産後、再度入国して実習を再開するのか、実習を終了をするのかなど、監理団体や実習実施者が実習生の希望を確認しながら、手続きをすることが必要になります。そのため、実習生も早めに監理団体や実習実施者に相談することが望ましいです。

もし、監理団体や実習実施者に直接言うのが不安であったり、解雇されそうになったり、帰国すると言われた場合、実習生の困りごとの相談に対応している外国人技能実習機構(→P.72)に相談することができます。妊娠中の技能実習生に向けて発行されている多言語リーフレット(→P.80)も活用するとよいでしょう。

出産に関する制度と在留資格

技能実習生も公的医療保険に加入することになります。出産時には、出産育児一時金や出産手当金など、加入している公的医療保険が行っている給付が受けられます。

育児休業は、「雇用期間が1年以上であり、子どもが1歳6か月に達する日までに労働契約が満了することが明らかでない者」が対象となります。要件を満たしている実習生は、育児休業制度も取得可能です。

妊娠中には母子手帳を取得し妊婦健診を受けたり、出産後には、市区町村役場に出生届を提出したりするなど、子どもに関する諸手続き(→上巻P.19、22、25)も必要です。手続き漏れのないように注意しましょう。

産前・産後休暇、育児休業中は、技能実習が一時中断となります。監理団体や実習実施者は、外国人技能実習機構に妊娠による中断を届け出る必要があります。また、再開するためには、新たに技能実習計画の認定が必要です。

技能実習が停止となっている期間の在留資格は、個々の状況を勘案して決められます(技能実習、特定活動等)。また、生まれた子の在留資格についても、特定活動等、ケースによって違うため、出入国在留管理局に問い合わせてください。

技能実習と諸問題

技能実習制度の創設以降、一部の受入企業で低賃金や違法な残業、賃金不払いなどがあり、過酷労働に耐えられなくなった実習生が失踪するなど、様々な問題が生じたため、2017(平成29)年に「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」を制定しました。

技能実習法には、基本理念として、①技能等の適正な修得、習熟または熟達のために整備され、かつ、技能実習生が技能実習に専念できるようにその保護を図る体制が確立された環境で行わなければならないこと、②労働力の需給の調整の手段として行われてはならないこと、が定められています。具体的には、実習実施者は技能実習生ごとに実習計画を立て、計画に基づいて実習を行わなければならないこと、賃金の計算方法や賃金から一部控除する費用の取り扱いの条件を明示をすることなどが定められています。また、認定計画に従って実習を実施していない場合などに認定の取り消しがされること、入管法令や労働関係法令に違反した場合に監理団体の許可の取り消しの対象となることなども定められており、行政処分をされた監理団体、実習実施者が公表されています。

関係機関の努力はあるものの、外国人相談窓口等に技能実習生から寄せられる相談は少なくありません。技能実習制度は、今後も変化していくことが想定されます。



特定技能

特定の産業分野で相当程度の知識または経験を要する技能が必要となる業務、熟練した技能を要する業務に従事する人に与えられる在留資格です。人手不足に対応して、2019(平成31)年に創設されました。特定技能1号による外国人の受入分野は、介護、建設、農業、外食業などの14分野にわたり、それぞれの分野で技能試験が行われます。なお、特定技能2号の受入分野は、建設、造船・船用工業の2分野のみです。

2022(令和4)年3月末現在、特定技能1号の外国人は64,730人いますが、最も人数が多いのが愛知県で、6,066人です。そのうち、4,908人は技能実習ルートで特定技能になっています。愛知県では製造業がさかんなことから、技能実習生数も全国で最も多く2021(令和3)年10月末現在、36,834人で、今後も特定技能の人数の増加が見込まれています。

	技能実習(団体監理型)	特定技能(1号)	特定技能2号
在留期間	1号:1年以内、2号:2年以内、3号:2年以内(合計で最長5年)	通算5年を上限	在留期間の更新が必要(更新の上限なし)
外国人の技能水準	なし	相当程度の知識または経験が必要(試験等で確認)	熟練した技能
日本語能力水準	介護職種のみ入国時N4レベルの日本語能力要件あり	ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度を基本とし、業務上必要な日本語能力(試験等で確認)	—
監理団体	あり	なし	なし
登録支援機関	なし	支援について、委託可	なし
転籍・転職	原則不可だが、実習実施者の倒産等やむをえない場合や、2号から3号への移行時は転籍可能	同一の業務区分内または試験によりその技術水準の共通性が確認されている業務区分間において転職可能	特定技能(1号)と同じ
家族の帯同	不可	基本的に不可	可能(配偶者と子)

出典:出入国在留管理庁「新たな外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組」(令和4年5月更新)より一部抜粋

相談者:外国人 対応者:外国人相談窓口



私は、難民申請をしました。
生活費がないので働きたいのですが、どうしたらよいですか。



◆難民認定申請をする人の状況は、様々です。まず、在留資格と就労の可否の確認が必要です。外国人は、その在留資格で許可された活動を行うこととなります。就労の可否、利用できる制度・サービスは、在留資格で違います。

難民とは

日本の難民認定制度における「難民」とは、難民条約に定義されている難民と同義です。難民条約は、1951(昭和26)年に採択された「難民の地位に関する条約」、1966(昭和41)年に採択された「難民の地位に関する議定書」の2つを合わせたものをいいます。日本は、1981(昭和56)年に「難民の地位に関する条約」に、1982(昭和57)年に「難民の地位に関する議定書」に加入しています。

難民条約に定義されている難民は、「人種、宗教、国籍もしくは特定の社会的集団の構成員であることまたは政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができないものまたはそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まない者」とされています。

難民認定手続とは、外国人がこの難民の地位に該当するかどうかを審査し決定する手続です。難民認定されると、難民認定証明書が交付されます。迫害の理由は、①人種、②宗教、③国籍、④特定の社会的集団の構成員であること、⑤政治的意見、に限られているため、これらの理由にあたらぬ私人間のトラブルや母国の経済状況を理由に難民認定申請をしても、難民として認められることはありません。

また、難民条約上以外の理由であって、難民とは認定されなかったものの、人道的な配慮を理由に在留を許可される場合もあります。加えて、本国情勢を踏まえた緊急避難措置等で在留を許可される場合などもあります。

◆日本の難民や避難民の受け入れの年表

年	できごと
1975(昭和50)	ベトナム戦争終結の影響でボートピープルが日本に上陸
1978(昭和53)	政府がインドシナ難民(ベトナム、ラオス、カンボジアから国外に脱出した難民のこと)の定住受け入れを決定(2005(平成17)年で終了)
1981(昭和56)	日本が難民条約に加入(翌年発効)
2008(平成20)	政府が第三国定住*の受け入れを決定
2010(平成22)	第三国定住の受け入れ開始(以降、タイやマレーシアにいるミャンマー難民を受け入れ)
2022(令和4)	ロシア軍によるウクライナ侵攻を受け、政府がウクライナ避難民の受け入れを決定

※第三国定住:難民認定制度とは別の制度で、すでに本国以外の国の難民キャンプ等で一時的な庇護を受けた難民を、当初庇護を求めた国から新たに受け入れに合意した第三国へ移動させること。

申請者の在留資格と就労の可否

難民認定申請をした外国人に在留資格を尋ねると、「難民」と答える人が多いですが、難民という在留資格はありません。申請者の在留資格は、**技能実習、留学、特定活動、短期滞在**など様々です。また、非正規滞在の人もあります。申請者の日本での活動内容は、付与されている在留資格で許可されている範囲の活動となります。そのため、就労の可否も、在留資格や状況により違いますので、対応の際には確認が必要です。

なお、2010年代に、財産上のトラブルなど、難民条約上の迫害理由に明らかに該当しない内容の申請が急増し、真に庇護を必要とする人の認定が行えなくなったことから、難民認定制度の運用の見直しがされました。以前は、申請後に6か月経過すると就労が許可されていましたが、申請案件により振り分けられるようになりました。その結果、就労が認められない場合もあるので、難民申請を希望する人には、「難民申請をすれば働けるようになる」といった誤解がないよう十分に説明することが必要です。

- 技能実習** 実習終了後や実習先からの失踪後に申請を行った場合、原則として就労が許可されません。
- 留学** 学校の退学後や卒業後に申請を行った場合、原則として就労が許可されません。
- 特定活動** パスポートに添付される指定書に許可されている活動内容が記載されます。就労の可否は指定書(→P.36)で確認することとなります。本来の活動を行わなくなった後に、別の在留資格の人が難民申請をした場合、就労不可の特定活動になることがあります。
- 短期滞在** 難民条約上の難民に明らかに該当しない場合は、在留も就労も認められない可能性があります。
- 非正規滞在** 法的地位の安定を図るため、日本に上陸した日(日本で難民となる事由が生じた場合、その事実を知った日)から6か月以内に難民認定申請を行ったことなどの一定の要件を満たす場合に、仮に日本に滞在することを許可され、仮滞在許可書が交付されます。仮滞在の許可は、原則として6か月で、交付された仮滞在許可書は、常に携帯する必要があります(仮滞在許可を受けた人は、住民基本台帳法上の外国人住民のため、管轄の市区町村役場で転入の手続きをしてください。)

◆難民認定された場合

難民として認定された人は、難民認定証明書が交付されます。認定された人のうち、在留資格がない人で、一定の要件を満たした場合には、**定住者の在留資格**が付与され、就労が可能になります。

また、一定の要件を満たさない場合であっても、在留を特別に許可すべき事情があると認められる場合には、在留を特別に許可されることがあります。

難民と各種制度・サービス

難民条約上の難民の認定を受けた外国人は、原則として締約国の国民あるいは一般外国人と同じように待遇されることとなっています。日本においては、国民年金、児童扶養手当、福祉手当などの受給資格が得られることになっており、日本人と同じ待遇を受けることができます。

難民認定申請者については、付与されている在留資格により利用できる各種制度・サービスが変わります。就労が認められず、住民登録ができない申請者(例えば、3か月の**特定活動**の人)は、利用できる制度・サービスがほとんどない場合も少なくありません。

また、政府(外務省・文化庁・厚生労働省)から委託を受けて、公益財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部(RHQ)(→P.72)が、法務大臣から難民として認定された人(条約難民)とその家族、第三国定住難民を対象に、難民が日本で自立定住していくための支援である定住支援プログラムを実施しています。

難民の認定を受けた人が外国に旅行しようとするときは、難民旅行証明書の交付を受けることができます。難民旅行証明書を持っていれば、その証明書に記載されている有効期間内(有効期間は交付日から1年、在外公館で延長できる場合がある。)であれば、何度でも日本から出国し、日本に入国することができます。



非正規滞在について

非正規滞在の外国人が病院で医療費が払えなくて困っています。

相談者: 病院の医療ソーシャルワーカー 対応者: 外国人相談窓口



病院に入院中の外国人がいます。非正規滞在のようで、「医療費が払えない」と言っていて、病院として困っています。



- ◆ 非正規滞在は、在留資格がない状態のことをいいます。在留資格がない理由は、人により様々です。
- ◆ 在留資格がないと、公的医療保険に加入できず、医療費が全額負担となってしまいます。しかし、一部の制度・サービスについては、人道的な配慮等の理由で在留資格を問わないものもあります。状況の確認が必要です。

非正規滞在とは

在留資格がなく日本に滞在している外国人は、非正規滞在となります。(在留資格を持っていない状態について、やむを得ない状況の人もいることから、外国人を支援する団体は「非正規滞在」と呼んでおり、本書でも「非正規滞在」としています。(→P.3))

非正規滞在には、以下の例のように様々な事情や状況が考えられます。

- 在留期間更新や在留資格変更の申請をしたが、認められず、そのまま日本に滞在している。
- 観光で来日した旅行者が、予定の期間を過ぎても帰国せず、在留資格も取得しないで日本に残っている。
- 技能実習生が劣悪な職場環境に耐えられず、実習先から逃げて、そのまま日本に滞在している。
- 勤めていた会社を解雇になり、仕事が見つからないまま、帰国費用もなく、日本に残っている。
- 日本人の配偶者と離婚し、在留資格がなくなったが、そのまま日本に滞在している。
- 日本で生まれた子どもの在留資格取得の手続きを保護者が行わなかった。

参考

非正規滞在は、法務省によると、次の3つに分けられます。

- 不法残留：許可された在留期間を超えて滞在している場合、オーバーステイ(超過滞在)と俗称されるもの
- 不法入国：パスポートを持たずに、あるいは偽造パスポートで入国した場合
- 不法上陸：パスポートは有効でも入国審査(上陸許可)を受けずに上陸した場合

◆ 通報義務について

在留資格がないなど、退去強制事由に該当すると思われる外国人がいたときの通報について、入管法62条に定められており、国または地方公共団体の職員には、通報義務が課されています。2003(平成15)年法務省通知で、「その通報義務を履行すると当該行政機関に課せられている行政目的が達成できないような例外的な場合には、当該行政機関において通報義務により守られるべき利益と各官署の職務の遂行という公益を比較衡量して、通報するかどうかを個別に判断することも可能である。」とされています。DV被害者や新型コロナウイルスにかかる予防接種の取り扱いにあたり、この通知が運用されています(2022(令和4年)現在)。

また、通報義務は、国または地方公共団体の職員に課されるものであり、民間機関の職員等には課されていません。

利用の可能性がある制度・サービス

非正規滞在者は、在留資格がないことで、正規に滞在する外国人が受けられる制度・サービスが利用できない状況にあります。非正規滞在者は、公的医療保険に加入できないため、医療費が全額自己負担になります。就労も認められず※、生活困窮の陥ってしまい、病気になっても病院に行けない人も少なくありません。

しかし、医療、母子保健、教育などの一部の制度・サービスについては、公衆衛生、人道的な配慮などの理由から利用できるものもあります(→P.37)。

外国人の状況	利用できるまたは利用の可能性がある制度・サービス
妊娠した	母子健康手帳の交付、入院助産制度
子どもを出産したが、低体重児でNICUに入っている	未熟児養育医療制度
結核と診断され、入院が必要になった	感染症法による医療費公費負担制度(→上巻P.57)
新型コロナウイルス感染症の予防接種を受けたい	予防接種
就学年齢の子どもを学校に通わせたい	公立小中学校への就学

ただし、自治体や各機関により受け入れ態勢が整わず利用できない場合もあります。各制度が適用可能かどうか、管轄する市区町村役場などの担当窓口を確認してください。また、母国で加入している民間の医療保険が日本で利用できる場合もあるので、確認してみるとよいでしょう。

※非正規滞在者の雇用は、不法就労助長罪となり、事業主も処罰の対象となります。

在留資格を得るための方向性を検討

非正規滞在者は退去強制の対象となり、以降、再び日本に入国できる可能性はあっても、現実的には非常に難しくなります。再入国が困難な状況为了避免のために、出国命令制度が活用できます。

非正規滞在となる外国人の背景は様々ですが、在留資格がないと、日本で生活を送ること自体が困難になってしまいます。在留資格の取得に向けて専門機関や専門家に相談したり、帰国を考慮に入れるなど、今後の方針を検討するように伝えるとよいでしょう。

参考

出国命令

自ら帰国を希望して出頭する等、以下の要件に該当する場合は、収容されることなく手続きが進み、出国します。また、日本に入国できない期間も1年間となります。後述する退去強制令書が既に発行されている人は自ら出頭しても出国命令による手続きがされない場合があるので、注意が必要です。

1. 出国の意思をもって自ら出入国在留管理局に出頭したこと
2. 不法残留以外の退去強制事由に該当しないこと
3. 窃盗罪等の一定の罪により懲役または禁錮に処せられたものでないこと
4. 過去に本邦から退去強制されたことまたは出国命令を受けて出国したことがないこと
5. 速やかに本邦から出国することが確実と見込まれること

退去強制

非正規滞在者は、収容令書による収容の上、退去強制手続きがとられます。原則入管施設に収容されますが、個々の状況により仮放免が許可される場合もあります。仮放免された場合、定期的に出入国在留管理局に出頭する必要があります。退去強制令書が発付され、強制送還された後は最低5年間は日本に再入国することができません。

退去強制の手続きの中では、違反の経緯や日本で生活したい理由などを申し述べることができます。扶養しなければならない日本人配偶者や子どもがいる等、法務大臣の例外的な恩恵的措置により在留が特別に許可されることがあります(在留特別許可)。

出入国在留管理庁のホームページで、在留特別許可に係るガイドライン(→P.80)、在留特別許可された事例および在留特別許可されなかった事例について掲載されています。

出国命令



退去強制



在留特別許可

※2022(令和4)年10月現在の情報
出典:法務省出入国在留管理庁ホームページ(一部変更)